



2026年5月13日

各 位

会社名 株式会社ワコム
代表者名 代表取締役社長兼CEO 井出 信孝
(コード番号6727 【東証プライム】)
問合せ先 取締役兼CFO 小島 周
電 話 03-5337-6502

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催予定の当社第43回定時株主総会（以下、「本株主総会」）における議題について、株主提案（以下、「本株主提案」）を行う旨の書面を受領いたしました。2026年5月13日付の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案株主

AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

第8号議案 取締役2名の解任の件

本株主総会では、第1号議案から第6号議案までが会社提案となる予定です。

(2) 議案の内容

別紙2「株主提案の内容」に記載のとおりです。株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しています。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、次の理由により、本株主提案の第7号及び第8号いずれの議案にも**反対**いたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、指名委員会の答申を踏まえて審議した結果、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

まず、当社の取締役会構成は、本総会後においては、取締役総数10名中7名（うち女性3名）が独立社外取

締役となり、企業経営経験者、弁護士出身者、資本市場の専門家など知識・経験・能力のバランスに加えてジェンダー等の観点から、独立性と多様性を確保した構成となっています。また、監査等委員会委員長、指名委員会委員長及び報酬委員会委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めています。中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

このような実効的なコーポレート・ガバナンス体制の下で、当社の取締役選任は、我が国のコーポレート・ガバナンス・コードに準拠したプロセスに沿って行われます。具体的には、取締役候補者については、取締役会の諮問を受けた、指名委員会（独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役5名（全員）により構成されております。）において審議したうえで、指名委員会の答申を踏まえ取締役会で決議によって選定されます。取締役候補者の選定にあたっては、国籍や性別を問わず、また社内外の別を問わず、「当社の事業ビジョン、経営方針と価値観を理解推進し、長期的観点から企業価値の増大に貢献できること」を基準に、最もふさわしい候補を選任することを基本方針とし、多様性に配慮した取締役会の構成を図っています。

また、取締役会の規模に関しては、適切な審議や執行の監督を行うために必要な多様性を有する人材バランスを考慮しつつ、意思決定の迅速化を図る観点から検討しております。

このような基本方針に照らし、社外取締役候補者の選定にあたっては、指名委員会で当社の事業ビジョンや経営戦略に対する理解と共感、リーダーシップと資質、事業推進能力と専門性、上場企業やグローバル企業における職務経験等を総合的に考慮したうえで決定しております。その結果、会社提案取締役候補者を含む当社の取締役会における各取締役が有する専門分野での知識・経験・能力等については、独立社外取締役7名中4名に事業会社や上場ベンチャーキャピタルの代表取締役を務めた経験があります。監査等委員である取締役のうち1名は、信託銀行の法務部長を務めた経験のある弁護士です。また、新任の会社提案に係る社外取締役候補者2名は、資本市場やM&Aに関する知見を有しております。（下記のスキル・マトリックスもご参照ください。）

以上より、当社取締役会は、資本市場を意識した経営という観点も含め、会社提案取締役候補者を含むその陣容はその多様性及びスキルバランスにおいて極めて適切であると考えます。また、取締役会の規模に関しても、現状の人数水準での構成が適正であると考えています。

これに対して、株主提案における社外取締役候補者である洲濱陽一氏（以下、「本候補者」）につきましては、上記のプロセスに則り、取締役会から指名委員会に対して本候補者を会社提案の取締役候補者として選定するか否かの諮問を行い、指名委員会において、当社の指名基準に照らし、社外取締役に期待される能力・資質及び経験を有する者であるかについて、本候補者の有する知見や経験等を多角的に審議・検討（当該社外取締役候補者との面談の実施を含みます。）を行いました。その結果、指名委員会は以下に記載する理由から本候補者を会社提案の取締役候補者として選定する合理的な理由は現時点では乏しいと判断し、その旨を取締役に答申いたしました。このような答申を受けて、取締役会においても慎重に審議・検討を行いましたが、指名委員会による答申は合理的なものであり、本候補者を会社提案の取締役候補者として選定する合理的な必要性は乏しいと判断いたしました。

以上の理由から、本株主提案に反対することを決定いたしました。

・取締役会及び指名委員会による判断理由

本候補者が、エンゲージメントファンドにおけるキャリアを通じて、資本市場やコーポレート・ファイナンスに関する深い知見を有している点は一定の評価が可能と判断しました。

しかしながら、本候補者は他の新任の会社提案に係る社外取締役候補者2名と比べ、上場企業での社外役員経験や大規模組織における経営実務の経験を有していません。加えて、本候補者の専門性は当社が提案する候補者のスキルセットと相当程度重複しており、現在の取締役会に新たな視点を付加する効果は限定的であると判断いたしました。

なお、本候補者に対して提案株主との関係について確認しましたが、納得ある回答は得られませんでした。当社としては、他社に対する株主提案においても本候補者は提案株主から推薦された社外取締役候補者であることを確認しており、提案株主の影響力下にあると考えております。そのため、仮に本候補者が当社取締役に就任したとしても、主要株主である提案株主の影響を受けることなく、当社及び株主共同の利益を代表する立場から、独立した経営監督機能を十分に発揮することができるかについて、疑義があると判断しております。

また、当社の持続的な企業価値向上には、当社固有の企業文化や事業特性への深い理解、及び経営現場に即した実務的視点に基づく監督が不可欠と考えております。上記の各判断要素に加え、ジェンダー、国籍等の多様性を含む取締役会全体のバランスの観点から総合的に勘案した結果としても、当社取締役会は、当社が本株主総会で提案予定の新取締役会の体制こそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の観点から最も適切かつ十分な体制であると確信しており、本株主提案に係る本候補者の社外取締役としての選任は適切な選択肢ではないと結論付けました。

(別紙1) 2026年6月定時株主総会における会社提案候補者のスキル・マトリックス

第8号議案 取締役2名の解任の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、指名委員会の答申を踏まえて審議した結果、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、株主より提出された取締役2名（代表取締役社長 井出信孝（以下、「井出社長」）、業務執行取締役 チーフ・オペレーション・オフィサー 中嶋崇史（以下、「中嶋取締役」））の解任を求める株主提案について、独立社外取締役が過半数を占める取締役会及び指名委員会において、慎重かつ多角的な審議を行いました。株主提案において指摘されている事項について、当社取締役会及び指名委員会において事実関係の確認及び検証を行いました。以下に記載するとおり、いずれも取締役を解任すべき理由は認められませんでした。また、両氏の再任にあたっては取締役会及び指名委員会において、その能力、経験及び人格について厳正な審査を行いました。両氏は当社の取締役として引き続き職務を遂行するにふさわしい資質と適格性を備えており、両氏の再任は当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものと判断いたしました。

① 本株主提案の理由には、事実誤認及び事実に基づかない憶測が含まれていること

本株主提案の理由について検証した結果、その相当部分において、

客観的事実の確認がなされていない評価

事実関係の一部を切り取った一面的な分析

具体的な根拠を欠いた推測や印象に基づく指摘

が含まれており、当社取締役会として、解任判断の前提となる事実認識として採用できない内容が含まれていると判断しております。

② 提案株主の指摘事項に対する見解

株主提案理由において指摘されている事項について、取締役会としては以下のとおり認識しております。

(ア) 取締役会の深刻なガバナンス不全との指摘について

提案株主は、井出社長就任後から現在までの東証株価指数との比較による株価パフォーマンス及びブランド製品事業の業績に基づいて、当社の取締役会に深刻なガバナンス不全が存在すると指摘しており、とりわけ、ブランド製品事業の業績低迷をその要因としております。しかしながら、当社のブランド製品事業については、直近はその構造改革の進展もあり、2026年3月期は売上高327.4億円（前期比+13.9%増収）であり、2027年3月期計画においても売上高350.0億円を計画しております。提案株主は「トップライン成長による本質的な収益回復の見通しは立っていない」と指摘していますが、既に売上成長の道筋は確保できています。また、利益面に関しても、2026年3月期のセグメント利益は20.2億円、2027年3月期は24.0億円と、既に黒字化しており、今後も増益を継続する見通しとなっています。なお、提案株主の指摘するコーポレート費用が配賦されていないという点に関しても、一定の合理的なルールに基づき配賦した後においても、ブランド製品事業は黒字を確保できております。

なお、井出社長就任前の2018年3月期から2026年3月期において、売上高は822.6億円から1,100.0億円、営業利益は35.3億円から133.8億円に大きく成長しております。またROEも10.7%から28.1%に改善するなど、井出社長就任後の当社のマネジメント体制は、当社の企業価値向上に大きな貢献をしていると考えております。

上記のような井出社長就任後の実績を踏まえ、当社取締役会は、当社取締役会に深刻なガバナンス不全が存在するとの提案株主による指摘については、事実に基づかないものであると判断しております。

(イ) 経営資源が適切かつ十分に必要な事業に対して合理的に分配されておらず、また、それに基づく経営課題が十分に開示されていないとの指摘について

提案株主は、当社の技術戦略及び技術開発体制について、経営資源が適切かつ十分に必要な事業に対して合理的に分配されておらず、また、それに基づく経営課題が十分に開示されていないと指摘しておりますが、当社としては、その多くが事実認識によるものまたは事実に基づかない憶測に基づくものであると考えております。

まず、経営資源の分配について、当社は、インプット技術のポートフォリオとして、EMR/USM/AES/VR Penの4つの基本インプット技術の特性、それぞれに対応するデバイスの特性を活かしながら、いずれの技術についても継続的な技術進化を図ることを基本的な方針としております。また、これらのコア技術の土台の上に、ファームウェア、ソフトウェア、UX/UIの各技術やAI等の新コア技術が存在し、各技術要素を統合し、「かく」体験を実現する技術革新と共創に取り組むことを目指しています。

なお、当社の技術部門は、EMR/AES/コアテクノロジー/ソフトウェアに分類されており、EMR/AESのみを切り取って議論すること自体が、技術開発の実態を議論するうえで適切ではないと考えますが、仮に提案株主の指摘に準じて、EMR/AESの2部門のみを切り出して比較した場合、両部門に所属する人数はほぼ同数の組織規模であります。EMRに所属する人数がAESよりも若干多いのが実態であり、提案株主の「EMR部門の人数が他の技術セ

グメントに比較して少ない」という指摘は事実に反するものです。

また「EMR 技術チームの給与水準が他の技術部門と比較して低く抑えられている」という指摘についても、提案株主の憶測による誤った認識であり、事実とは異なります。

さらに、EMR 部門の責任者は東京支社に常勤しており、井出社長とは、サムスングループ等の大手顧客向けを含む技術開発ロードマップを始めとする技術戦略全般について、日常的にコミュニケーションを取っており、技術戦略に関する見解の相違はございません。

上記のように、提案株主側は間違った事実や憶測に基づいて分析しております。提案株主による経営資源が適切かつ十分に必要な事業に対して合理的に分配されておらず、また、それに基づく経営課題が十分に開示されていないとの指摘については、当社取締役会としては、事実に基づかないものであると判断しております。

当社の技術戦略の考え方については、下記も合わせてご参照ください。

■2026 年 3 月期 第 3 四半期決算 補足資料「FY2025 第 3 四半期 補足：9 ストーリーズ」

<https://contents.xj->

storage.jp/xcontents/AS95168/8a159c6d/ff91/49cf/8e13/31ec63ff1b3d/20260130153415314s.pdf

(ウ) 社外取締役である中嶋崇史氏が代表取締役社長を務める当社事業と関連のない事業会社に対する、資本コストや株価を意識しない投資の決定と同氏の当社チーフ・オペレーション・オフィサーへの就任が不合理であるとの指摘について

提案株主は、株式会社リクロスエクスパンション（以下、「リクロス社」）の 2025 年 8 月期の業績及びリクロス社の取得対価を踏まえて、当社取締役会及び井出社長によるリクロス社の取得（以下、「本取得」）に係る投資判断が資本コストや株価を意識しないものであると指摘しておりますが、当社としては、本取得の目的は当社の企業価値の向上に資するものとして合理的かつ正当であり、本取得に係る対価は妥当であり、また、取得に至る手続も公正であり、本取得は当社の企業価値向上に資するものと考えております。

具体的には、本取得については、当社において従来より事業ドメインの拡大について検討を進めていたところ、その取り組みをスピードアップさせる手段として、リクロス社の経営資源である事業開発力を評価し、当社とのシナジー効果を期待したものになります。特に、当社の成長戦略の中核である「コミュニティ事業」に関しては、リクロス社の事業開発のノウハウが不可欠と考え、本取得に至っております。リクロス社は、共創型事業というコンセプトを掲げ、地域コミュニティ貢献による共創を基盤に電力及び環境分野での IT システム及びコンサルティング事業を構想し、具体化・継続させてきた実績を有しております。このような事業構想からビジネスプロデュース、運営を一貫して実行できるケイパビリティを評価しており、加えて、リクロス社が有する GX と DX を横断した事業構想力は、当社の既存事業との親和性も高く、中長期的な成長に資するものと評価いたしました。また、本取得は当社の成長戦略における実装力強化の一環であり、Pen と Ink を軸とした新たな事業領域の拡張に向けた今後の戦略的施策を見据えたものでもあります。なお、リクロス社が連結対象になることに伴い、今期から業績に寄与する確定案件が一定数あることから、のれん償却費控除後においても、連結業績において利益面に貢献する予定です。

また、本取得に係る対価に関しては、財務に関する専門性を有する第三者算定機関である大手の会計系コンサ

ルティング会社に対しリクロス社の株式価値の算定を依頼しており、リクロス社の実績及び合理的に作成されたことを確認した事業計画を踏まえた、リクロス社の株式価値の算定結果に基づいて、決定いたしました。

なお、買収プロセスについては、本取得が会社法上の利益相反取引に該当することを認識したうえで、取締役会は適切に監督を行いました。具体的には、中嶋取締役を除く社外取締役で構成される特別委員会を設置し、本取得についてその是非を3か月7回にわたって審議の上、本取得は当社の株主共同の利益に反するものではない旨の意見を取得しております（当該意見の概要については、当社が2026年1月30日付で公表した「株式会社リクロスエクспанションの株式の取得（子会社化）及びそれに伴う新たな事業の開始に関するお知らせ」（以下、「本プレス」）をご参照ください。）。本取得の手段の妥当性を担保するために、法務アドバイザーとして大手法律事務所を選定しています。そして、法令を遵守する観点及び当社の意思決定に不当な影響を与えることを避ける観点から、本取得に関する取締役会における審議・検討には、特別利害関係人である中嶋取締役は参加していません。さらに、本取得に関しては、本プレスにより、法令等や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示がなされております。したがって、本取得は、これらの厳格なプロセスを経て、法令等・社内規程に則り、取締役会において適切に決議されたものと考えております。

上記のとおり、本取得は当社の企業価値向上に資するものであり、本取得に係る投資判断が資本コストや株価を意識しないものとの指摘は評価の合理性を欠くものと判断しております。

また、中嶋取締役のチーフ・オペレーション・オフィサーの就任については、リクロス社のみならず当社の事業全般を担当し、リクロス社の知見・ノウハウ等を当社の成長戦略の軸として生かしていくための判断です。中嶋氏は新規事業の創出及び事業基盤の構築、成長までを一貫して推進してきた実績を有しており、新規事業創出及びビジネスモデルの構築、運営を実現いただくことを期待しております。また、コミュニティを構築し、事業共創するマネジメント力も持っており、これらの知見やノウハウを活かし、ゼロからサービス化を自社で担える体制の構築を顧客とともに展開していくことを期待しております。

なお、中嶋取締役のチーフ・オペレーション・オフィサーの就任は、指名委員会における審議を経たうえで、取締役会で適切に決議されたものとなります。

■2026年3月期 通期決算説明資料（戦略編）

<https://contents.xj->

<storage.jp/xcontents/AS95168/65472fa3/6d4a/497d/8621/b4d1b2324d31/20260501225708745s.pdf>

（エ）井出社長による公私混同と評価されてもやむを得ない行為・状態が容認されているとの指摘について

提案株主は、一般社団法人コネクテッド・インク・ビレッジ（以下、「コネクテッド・インク・ビレッジ」）のイベントに井出社長の家族が出演していることや、そのために当社のオフィススペースの一部を利用していることを踏まえて、井出社長による公私混同が生じていると指摘しておりますが、当社としては、井出社長の家族によるこのような活動は当社との関係で何ら公正を欠くものではないと考えております。

コネクテッド・インク・ビレッジは、「アート、テクノロジー、学び」を、中長期及び社会的な視点から、持続的に支えていく取り組みを実践するための団体として、2021年2月に当社が設立いたしました。コネクテッド・インク・ビレッジは、「芸術及びアートを通じて表現される、人間としての深みの追求」、「新しい学びの価値観の探求と推進」、「それらを支えるためのテクノロジーの実装や、さまざまなコミュニティとのコラボレーション」

を模索し、実験的な取り組みを行う場です。その観点から複数のプロジェクトを運営、関連するコミュニティを構築したりつなげたりすることで、新しい文化や価値の軸を生み出し、社会実装することを目的にしています。当社は、コネクテッド・インク・ビレッジが長期、かつ安定的に活動を行い、さまざまなプロジェクトを通じて新たな視点や発想を社会に展開し続けることを支えるため、2021年3月期に2億5千万円、2025年3月期に3千万円の寄付金を拠出しております。なお、コネクテッド・インク・ビレッジに関する寄付については、関連当事者間取引として、コネクテッド・インク・ビレッジ代表理事の井出社長を除く取締役により取締役会で決議を行っております。

なお、提案株主が指摘している、井出社長の家族がコネクテッド・インク・ビレッジのアーティストの一人としてコネクテッド・インク・イベントに出演したことは事実です。過去においては、井出社長を含む当社役員以外の外部理事が過半数を占めるコネクテッド・インク・ビレッジの理事会において、井出社長の家族が不当な利益を得ることのないよう審議し決議したうえで、井出社長の家族である出演者に対する報酬は他の出演者と同様の水準としていた時期もありましたが、当社取締役会の指摘に基づき、より厳格に公正さを保つよう見直し、現在においては、井出社長の家族と当社及びビレッジとの間で、出演料及び渡航費等の授受はなく、ボランティアとしての出演である旨を当社取締役会は確認しております。また、Dokomi への出演に関しても同様になります。そのため、コネクテッド・インク・ビレッジのイベントに井出社長の家族が出演し、報酬を受領したことがある点は、何ら公正を欠くものではなく、提案株主の「公私混同」との指摘は事実と反するものです。

また、当社は、コネクテッド・インク・ビレッジに対し、その活動のために、当社オフィススペースの一部の利用を認めておりますが、当該利用にあたっては、コネクテッド・インク・ビレッジとは施設利用許諾契約を締結しており、外部専門家の助言に基づき設定した適正な対価の支払を受けております。そのため、井出社長の家族が、コネクテッド・インク・ビレッジのアーティストの一人として他のアーティストと同様に当社オフィススペースの一部を利用することは、何ら公正を欠くものではなく、提案株主の「公私混同」との指摘は事実と反するものです。

提案株主による主張の多くが、事実誤認または憶測に基づく、誘導的な主張であります。当社取締役会としては、前述のように適切なプロセスによって寄付を承認しております。また、コネクテッド・インク・ビレッジの理事会においても同様の対応が行われていることを確認しております。以上より、井出社長の家族がコネクテッド・インク・ビレッジのアーティストの一人としてイベントに出演した等の事実をもって、井出社長による「公私混同」とすることは外的外れであると判断しております。

以上のとおり、井出社長及び中嶋取締役を解任すべき理由はなく、両氏は当社の持続的な企業価値向上及び株主共同の利益のために不可欠な人材であり、本提案による解任は妥当性を欠くものと考えます。したがって、取締役会は本株主提案に反対いたします。

以上

当社取締役のスキル・マトリックス

(2026年6月25日第43回定時株主総会で会社提案可決後)

	職位	在位年数	事業経営	海外事業	事業連携 事業投資 (M&A)	財務 会計	人材 組織開発	Diversity & Inclusion	環境	法務・ コンプライ アンス
井出 信孝	代表取締役社長	9年	●	●	●		●			
小島 周	取締役	1年	●	●	●	●				●
中嶋 崇史	取締役	2年	●		●	●			●	
稲積 憲	社外取締役	8年	●		●					
稲増 美佳子	社外取締役	5年	●				●	●		
岡 由布子※	社外取締役	—	●	●	●	●		●	●	
Andrea Knoblich※	社外取締役	—		●	●	●	●	●		●
東山 茂樹	社外取締役/ 監査等委員	8年		●			●			●
細窪 政	社外取締役/ 監査等委員	7年	●		●	●				●
小野 祐司	社外取締役/ 監査等委員	2年								●

	リスク マネジ メント	技術開発 知的財産	コミュニ ティ連携	サービス 事業	資本市場 コミュニケ ーション	ガバナン ス	特筆すべき経験/知見
井出 信孝		●	●	●			海外経験、事業連携、アートコミュニティ運営
小島 周	●				●		上場企業 CFO、事業運営、米国公認会計士
中嶋 崇史		●	●	●			起業経験、事業運営、コミュニティ事業、技術知見(博士号)
稲積 憲	●		●	●			現役経営者、サービス事業運営
稲増 美佳子							人材開発会社経営、サイバー大学院経営学教授
岡 由布子※	●				●	●	サステナビリティファンド投資・運営会社現役取締役
Andrea Knoblich※	●				●	●	M&A マネジメント・リスク管理、取締役会・指名委員会運営
東山 茂樹	●					●	海外事業、人材開発
細窪 政	●				●		上場投資会社経営
小野 祐司	●					●	弁護士、資本市場コンプライアンス責任者

※ 2026年6月25日開催予定の第43回定時株主総会で候補者として会社提案。

以 上

本株主提案の内容

(提案株主から提出された提案書の内容を、原文のまま記載しております。)

1. 提案する議題

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件
- (2) 取締役2名の解任の件

2. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

① 議案の要領

新たに洲濱陽一（すはま よういち）氏を監査等委員でない取締役に選任する。

② 提案の理由

ア 候補者の氏名、略歴等

候補者	洲濱 陽一	生年月日：1975年8月18日
	(すはま よういち)	所有する当社の株式の数：0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
2000年4月	NTTコムウェア株式会社 入社（現 NTTドコモソリューションズ株式会社）	
2009年6月	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ 入社 ディレクター	
2025年9月	ワイエス・パートナーズ LLC 設立 代表就任（現職）	
2025年11月	カーナー・グループ合同会社 設立 代表就任（現職）	
	<p>（重要な兼職の状況）</p> ワイエス・パートナーズ LLC 代表 カーナー・グループ合同会社 代表	

(注) 1. 洲濱氏は、社外取締役候補者です。

2. 洲濱氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。洲濱氏からは、その選任が承認された場合、当社が洲濱氏を独立役員として届け出ることについて、承諾を得ています。
3. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限定額を100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額とする契約を締結しているとのことです。提案者は、洲濱氏の選任が承認された場合、同氏との間でも同様に責任限定契約を締結いただくよう当社に求めます。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役を含む被保険者の業務遂行に関連して損害賠償請求を受けたことによって被る経済

的損害を、当該保険によって填補（ただし、取締役の違法行為に起因する損害賠償請求を除く。）することとしており、取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となるとのことです。提案者は、洲濱氏の選任が承認された場合、同氏も同様に当該保険契約の被保険者としていただくよう当社に求めます。

イ 取締役候補者とした理由

洲濱氏は、NTT コムウェア株式会社にてキャリアをスタートし、研究開発・商品開発を行った経験を有しています。その後、タイヨウ・パシフィック・パートナーズにおいて、投資チームのディレクターとして、日本の上場企業に対し企業価値向上に資するエンゲージメントを行う中長期の目線での投資を行ってきました。さらには、ワイエス・パートナーズ LLC 並びにカーナー・グループ合同会社を設立し、いずれの企業でも代表を務めているなど、長年にわたる豊富な実務経験、経営経験を有しています。

このように、洲濱氏は長年にわたるテクノロジー関連の事業会社における経営経験や上場株への投資経験を有していますので、株主共同の利益に十分に配慮した業務執行取締役の監督、テクノロジーに関する知識や経験を活かした業務に関する実務アドバイス、株主との対話の深化等、当社の社外取締役として、当社が投資家からより評価されるためのベストプラクティスの実現のための助言等の面で貢献が期待できます。なお、洲濱氏は、当社の社外取締役としての職務に十分な時間と労力を割くことができる状況にあります。

以上の理由で、提案者は洲濱氏を当社の社外取締役としての選任することを提案します。

(2) 取締役2名の解任の件

① 議案の要領

以下の取締役を解任する。

代表取締役社長 井出信孝

業務執行取締役 チーフ・オペレーション・オフィサー 中嶋崇史

② 提案の理由

(1) 取締役会の深刻なガバナンス不全

当社の取締役会は、株主共同の利益の保護・向上に向けて、業務執行取締役を適切に監督できておらず、深刻なガバナンス不全の状態にあります。

当社は現在のマネジメント体制になって早8年が経過していますが、その間、当社の株価は東証株価指数に対して本提案書送付時点で89.4%pt アンダーパフォームと、大幅に市場に劣後している状況であり、特に直近5年間では同指数に対して97.0%pt と大幅に指数を下回って推移しています。その背景には、井出信孝氏が社長就任時の2018年3月期のブランド製品事業は64.7億円の営業黒字と、世界に冠たる民生エレクトロニクスブランド製品のメーカーとして確固たる地位を有していたのに対し、直近では2025年3月期時点で28.8億円の営業赤字と大幅に損失を拡大していることが大きな要因と考えられます。

当社は、ブランド製品事業について、本提案書送付時点で直近に開示された2026年3月期第三四半期決算説明会資料において、「ブランド製品事業の黒字定着」と開示しています。しかし、提案者の分析によれば、実態は海外拠点を実態とした大幅な人員削減により辛くもセグメント黒字化を実現したに留まり、トップライン成長による本質的な収益回復の見通しは立っていません。さらには、こうしたセグメント利益開示は、当社の決

せ」によれば、2025年8月期時点で売上高は14億円、営業損失1千4百万円の赤字企業ですが、それに対してワコム取締役会は17億円もの取得価額によって、リクロスエクспанションの全株式を取得することを決定したとのこと。リクロスエクспанションは、電力及び環境分野のコンサルティング事業という、当社が主たる事業とする民生エレクトロニクス関連事業とは完全に飛び地の事業を営んでおり、また、営業損失の状態であるにも関わらず、当社は、売上高を上回る水準の投資を行ったことからすれば、当社取締役会、特に代表取締役である井出氏は資本コストや株価を意識した経営を監督する資質に欠いていると断じざるを得ません。

さらに、2026年3月31日に当社が開示した「株式会社リクロスエクспанションの株式の取得（子会社化）の完了及び取締役の人事異動に関するお知らせ」によれば、リクロスエクспанションの社長であり、当社の社外取締役を務めていた中嶋氏は、今後、当社のチーフ・オペレーション・オフィサーとして社内取締役の立場で経営に関与するとのことですが、電力及び環境分野のスタートアップの社長である中嶋氏が、売上1,000億円を超えるグローバル民生エレクトロニクス企業である当社の事業面を担う「チーフ」となることについて、合理的な説明が一切当社からは示されていません。

(4) 井出氏による公私混同と評価されてもやむを得ない行為・状態が容認されていること

このような、当社の経営及びガバナンスの監督体制に重大な課題があることは、井出氏が主催するイベントである、「コネクテッド・インク」の運営状況においても明白です。同イベントは、当社の経営資源を用いて複数日に渡って毎年開催されるイベントですが、一般に公開されている情報によれば、同イベントに井出氏の家族（子女）が演出・振付およびダンサーとして出場しています。また、提案者の調査によれば、井出氏が主に勤務する当社の東京支社の年間賃料は数億円規模と試算されますが、一般に公開されている情報のみに基づいても、同オフィスのフロアを井出氏のご息女が少なくとも2021年ごろから、ダンスの練習スペース及び撮影スペースとして利用している可能性があるところ、仮にこれが事実である場合、公私混同と評価されてもやむを得ないものと考えています。

なお、当社は井出氏の就任以来、2021年3月期や2025年3月期など、井出氏自身が代表理事を務める一般社団法人コネクテッド・インク・ビレッジに、合計2億8千万円もの巨額の寄付金を拠出してありますが、同社団法人の法人登記簿には、その事業内容は「アーティスト、デザイナー、クリエイター、パフォーマー等の表現者に対する助成その他の支援活動」などと記載されています。また、同社団法人のウェブサイト上の記載内容によれば、前述の「コネクテッド・インク」が当社と同社団法人の共同運営とされているほか、ドイツ・デュッセルドルフのイベントDokomiにおいても、井出氏の家族がダンサーとして日本から出演していることがリリースされています。

こうした状況は、当社社内取締役の小峰明武氏及び社外取締役の東山茂樹氏が、過去又は現在において同社団法人の監事として従事していることから当社取締役会や経営幹部においても当然認識されているものと思われませんが、現取締役会及び同社指名委員会から容認され続けています。このことは、株主共同の利益の実現を目指すべき上場企業の取締役会のガバナンス監督体制として、到底許容されるものではありません。

当社の経営資源は、本来、まずはワコムの事業成長を支える従業員に還元されるべきものですが、ワコム取締役会は事業の従業員的大幅なリストラを敢行する一方、上記(3)のとおり、取締役自身が社長を務める会社や、上記(4)のとおり、取締役の家族に便宜を図っていると評価されてもやむを得ない状況が存在しており、当社の株主の立場からすれば、当社は、事業の課題から目を背け、企業価値の毀損を行っているといわざるを得ません。

(5) 井出氏及び中嶋氏は、当社の取締役として再任されるべきでないばかりではなく、解任により退任させるべきであること

以上で述べたとおり、当社は、当時、社外取締役であった中嶋氏が代表取締役社長を務める赤字企業の十数億円規模の買収、及び同氏の社内役員へのスライド、当社の代表取締役である井出氏による公私混同と評価されてもやむを得ない行為並びにそれを容認する当社取締役会等の経営体制など、当社のガバナンスの監督には深刻な課題が存在します。

こうした点は、本来、独立した社外役員及び指名報酬委員会が中心となって監督を行い、ガバナンスを強化すべきところですが、同社の現取締役会の体制はその機能を欠いていますので、早急にガバナンス体制を回復させる必要があります。また、上記ガバナンスの深刻な不全の中心にいるといわざるを得ない井出氏及び中嶋氏の2名は、その責任を考慮すると、任期満了ではなく解任によって退任させるべきです。

したがって、提案者は、以下に提案の理由を再掲するとおり、取締役2名の解任を提案いたします。

井出信孝氏は、2018年4月1日から8年以上にわたって当社の最高経営責任者として当社の経営を率いてきました。井出氏は、親族をイベントの演者として起用したり、本社フロアを親族に長年にわたって利用させている可能性があるなど、公私混同と評価されてもやむを得ない行為を行っているものといわざるを得ません。また、経営そのものについても、社長就任以来ブランド製品事業が大幅に低迷しており、その売上回復の目的が立たないなど、経営の資質にも欠くことが、8年間の経営状況から明らかであり、大幅に市場をアンダーパフォームする株価が、その通信簿といえます。このように、経営手腕に加え、特にコンプライアンスの観点に照らし、同氏の経営者としての資質及び適性性には重大な疑義があります。

中嶋崇史氏は、ESGを所管する社外取締役として就任しましたが、自身が代表取締役社長を務める会社を、同社の状況に鑑みれば当社にとっては不合理といわざるを得ない対価で当社に売却したばかりか、自身が当社の社内取締役として就任するなど、ESGを所管するはずの立場である自身がガバナンスへの無理解を露呈する結果となっています。また、同氏がESGのスキルを有するはずの立場で取締役に就任しているにもかかわらず、当社は同業他社と比較可能な、毎年発行される統合報告書のフォーマットが未だに実現されていません。こうした点からも、中嶋氏の取締役としての企業価値貢献は希薄であるといわざるを得ません。したがって、中嶋氏は、取締役としての資質及び適性性に重大な疑義があります。

以上